

区分 ; 契約文書	分類番号 ; CQ-03	所管課 ; 経営統括部
名称 ; 製品含有化学物質規制管理ガイドライン (お取引先様用)		

製品含有化学物質規制管理 ガイドライン



2018/04/01

(株)常磐製作所 お取引先様用

配布先管理No.

制定者

はじめに

平素は当社の生産事業活動に多大なるご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

当社は「三菱重工業エンジン&ターボチャージャ株式会社」のグループ会社として、親会社のご指導のもと、製品含有化学物質規制対応を経営の重要課題の一つとして取り組んでいます。

近年は、より安全で安心な社会に向けて、各国・各地域の化学物質規制に係る法令等についても大きく変化しており、例えば自動車業界に於ける管理物質リスト(CADSL)の管理の厳格化、新たな欧州 RoHS2指令やシブプリサイクル条約等への対応が求められるようになり、これら各国・各地域の法令に適合した製品を製造することは必須となります。

当社は、従来より欧州 REACH 規則への対応を行っており、お取引先様からは、禁止物質の非含有宣言のご提出、SDS(安全データシート)による製品含有化学物質調査等のご協力をいただいております。

このような背景のもと、本ガイドラインは、お取引先様から当社に納入していただく製品の対応すべき製品含有化学物質規制を明示し、サプライチェーンを通じた化学物質規制に対応する体制を構築するお願いをするものです。

当社お取引先様におかれましては、あらためて製品含有化学物質規制対応の重要性をご理解いただき、御社のサプライチェーンを含めた管理体制の構築と、関係法令へ適切な対応を切にお願いいたします。

2018 年 4 月 1 日

(株)常磐製作所

経営統括部

部長 清水 一郎

目 次

1. 当社方針
2. 対応法規類
3. 禁止物質
4. 管理物質
5. お取引先様へのお願い
 - 5.1 化学物質規制対応連絡先窓口
 - 5.2 化学物質規制管理体制の構築と禁止物質の非含有管理
 - 5.3 製品含有化学物質調査
 - 5.4 梱包材の化学物質規制対応
6. 製品含有化学物質データ授受について

付表1 対応法規一覧

付表2 禁止物質リスト

付表3 管理物質リスト

付表4 取引先様の製品含有化学物質規制対応連絡先窓口

付表5 常磐製作所の化学物質規制対応連絡先窓口

付表6 含有物質調査フォーム(部品用)

付表7 含有物質調査フォーム(材料用)

付表8 当社使用禁止物質リスト 対象:副資材(物質、混合物)

改訂履歴

	年 月 日	制 定 者	改 訂 内 容
(新規)	2018 年 4 月 1 日	清水 一郎	(初版作成 経営統括部 山本)

1. 当社方針

当社が三菱重工業エンジン&ターボチャージャ株式会社(以下、「MHJET 社」と称します)に納入する製品に関しては、MHJET 社がパートナー会社やグループ会社に対して規定する製品含有化学物質規制対応(以下、「化学物質規制対応」と称します)を満足することが要求されています。

従いまして、当社自身が化学物質規制対応を満足する社内管理体制を構築すると共に、当社に製品(部品に加えて梱包材、副資材類も含む)を納入していただいているお取引先様(以下、「取引先様」と称します)におかれましては、当該製品に関する化学物質規制対応について本ガイドラインに則った適切な管理をお願いいたします。

具体的には、禁止物質が、取引先様から当社へ納入していただく製品に混入することが無きよう、禁止物質を管理していただくと共に、当社の要求事項を順守いただくようお願いいたします。また、禁止物質の分析結果の提出や化学物質規制対応状況に関する監査を取引先様へご協力をお願いする場合があります。取引先様におかれましては、ご協力・ご対応をお願いいたします。

2. 対応法規類

当社が対応する法規・規制を付表1に示します。付表1は、MHJET社が、化学物質規制対応の関連スペックとして公開している内容に準じて作成しています。但し、法規改正等に伴いMHJET社の当該スペックは必要に応じ改正される場合があります。従いまして、取引先様におかれましては、定期的に以下のアドレスによるMHJET社の最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

尚、当社の本ガイドラインについても、対応法規、禁止物質、管理物質等に関わるMHJET社の関連スペック等の改正度合に応じて、必要が生じた場合には、同様に改正を行い、取引先様宛てにご連絡いたします。

MHJET社「資材調達」のホームページアドレス

<http://www.mhjet.co.jp/company/procurement/index.html>

3. 禁止物質

禁止物質とは、国内外の法規類で、梱包材を含む製品への使用・含有が禁止されている化学物質です。

当社が指定する禁止物質を付表2に示します。「2. 対応法規類」と同様、記載の表は、法規改正等に伴い必要に応じ改正される場合がありますので、定期的にMHJET社の最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

4. 管理物質

管理物質とは、国内外の法規類で、使用実態を把握し適切な管理を要求されている化学物質、及びリサイクルや適正処理を配慮すべき化学物質です。

当社が指定する管理物質を付表3に示します。「2. 対応法規類」と同様、記載の表は、法規改

正等に伴い必要に応じ改正される場合がありますので、定期的にMHJET社の最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

5. お取引先様へのお願い

取引先様におかれましては、次の4点の化学物質規制対応をお願い申し上げます。

- ①取引先様の化学物質規制対応連絡窓口の、当社宛届出
- ②取引先様の化学物質規制管理体制の構築と禁止物質の非含有管理
- ③当社から製品含有化学物質調査をお願いした際の速やかな回答
- ④梱包材の化学物質規制対応

5.1 化学物質規制対応連絡先窓口

当社から化学物質規制対応に関するご連絡及び製品含有化学物質調査をご依頼する際の取引先様の連絡先窓口を、付表4のフォームをコピー・使用し当社宛にお届出ください。尚、取引先様からご連絡いただいた窓口のご担当者の変更等が発生した場合は、速やかに当社窓口(本ガイドラインの付表5“常磐製作所の化学物質規制対応連絡先窓口”ご参照)へご送付ください。

5.2 化学物質規制管理体制の構築と禁止物質の非含有管理

本ガイドラインで規定する化学物質規制へのご対応として、取引先様が社内で行われる禁止物質の非含有管理体制の構築、禁止物質の非含有管理の実施及びサプライチェーンを通しての含有物質調査体制の構築をお願いいたします。

社内体制の構築は、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の「製品含有化学物質管理ガイドライン第3.0 版」等をご参照の上、実施されるようお願いいたします。また、取引先様で実施いただいた社内体制構築結果は、「実施項目一覧表兼チェックシート(第3.00 版)」の実施結果及び「製品含有化学物質管理ガイドラインに基づく自己適合宣言書」で当社へご提出をお願いいたします。

JAMP の関係書類は、以下のホームページからダウンロードできますので、ご活用下さい。

<http://www.jamp-info.com/dl>

「実施項目一覧表兼チェックシート」及び「自己適合宣言書」に関するお問合せ先、及びご提出先は、本ガイドラインの付表5“常磐製作所の化学物質規制対応連絡先窓口”となります。

尚、当社は、必要に応じ取引先様に対する管理体制の監査を行う場合があります。監査を行う際には、ご協力・ご対応をお願いいたします。

また、取引先様のビジネスパートナー各社様に対しても同様に、禁止物質の管理体制の構築、禁止物質の非含有管理の実施、及びサプライチェーンを通して当社から要求の化学物質規制対応体制の構築を行って頂ける様、お願いいたします。

5.3 製品含有化学物質調査

当社は、化学物質規制対応のため、製品含有化学物質調査を随時実施しております。本調査には、MHET社指定の調査票(附表6、7)を原則使用します。

当社から必要に応じ取引先様へ調査部品・副資材を記入した調査票を送付いたしました場合には、速やかなご対応、ご回答をお願いいたします。

尚、調査票の記入方法は、MHET社「資材調達」のホームページに掲載してあるので、こちらをご参照し準拠してご記入下さい。

【調査票記入のルール】

- ① 本ガイドラインで規定される禁止物質及び管理物質について確実に記入願います。
 - ② ①は、均質材料単位で0.1%以上(0.1%未満の閾値指定のある物質は閾値以上)含有がある場合は必ずご記入願います。
 - ③ ①以外の物質については可能な範囲で記入願います。残分については“その他”でご記入願います。
 - ④ 企業秘密に当たる部分は、10%まで“その他”を許容します。(禁止物質・管理物質は対象外です)
 - ⑤ 禁止物質及び管理物質は都度更新されます。新たに指定された物質が③の“その他”としてご記入された場合は、速やかに調査票の改訂版をご提出ください。(改訂版は既送付の調査票に追記して作成願います)
 - ⑥ 規格材であっても可能な限り取引先様で使用される材料の成分をご記入ください。
 - ⑦ 成分記入に当たっては、化学物質成分計測をお願いするものではなく、当社からの依頼と同様に取引先様のビジネスパートナー各社様へ調査いただき、これによりサプライチェーンによる情報伝達網の構築をお願いいたします。
- 回答いただく調査票や調査票の記入方法等のお問合せは、同様に本ガイドラインの附表5 “常磐製作所の化学物質規制対応連絡先窓口”となります。

5.4 梱包材の化学物質規制対応

当社が発注する製品・部品・材料・副資材等(以下購入品と総称)の梱包材については、取引先様にて適切な化学物質規制対応の管理をお願いいたします。

尚、欧州REACH 規則では、梱包材は単独で成形品として扱われますので、特にご注意をお願いいたします。(梱包材は製品の一部ではなく別の製品として扱われます)

また、各国で梱包材を管理する法規があり、これについても必要に応じてご対応をお願いいたします。(例:欧州包装品・包装廃棄物指令 等)

梱包材の対応法規類は、附表8をご参照ください。

6. 含有物質データ授受について

当社は、取引先様の含有化学物質管理の一助としてNEC 殿が提供する製品含有化学物質管理の為のWeb システム「ProChemist/AS」の利用を、MHET社ご指導の元で開始しています。「ProChemist/AS」には次の機能があり、取引先様の含有化学物質管理システムとして利用することができます。

- ・調査途中及び調査済部品データの一括保管
- ・保管部品データの公開または非公開の選択(取引先様における社外秘扱い可)
- ・「回答メール」機能による過去の回答履歴(回答内容及び添付データ含む)保持
- ・保管部品データを対象とする最新禁止物質及び管理物質の含有部品検索
- ・保管部品データを対象とする各種法令・規制に該当する部品の検索
- ・禁止物質及び管理物質の自動更新
- ・登録済データの更新等は取引先様にて管理可能

当社は、必要に応じて調査票を取引先様に電子メールで送信させていただきます。回答方法は、電子メールによる調査票返信に加え、「ProChemist/AS」付随機能の「回答メール」による2通りとさせていただきます(上記履歴管理が可能です)。

「ProChemist/AS」の利用を御希望頂く際は、付表5“常磐製作所の化学物質規制対応連絡先窓口”へご相談ください。

以 上

付表1 対応法規一覧

	対応法規・規制	適用製品	MHIET社対応規格	備考
1	欧州REACH 規則 Regulation (EC) No 1907/2006	当社全製品	MSJ1-0001 一般仕様 (MSJ2-0101 欧州REACH規則 対応物質管理基準) 2	MHIET社では、2008 年6 月以降生産した 製品に適用
2	日本 労働安全衛生法 (アスベスト禁止) 昭和47 年6 月8 日法律第57 号	当社全製品	MSJ1-0001 一般仕様 (MSJ2-0102 使用禁止物質管 理基準)	MHIET社では、2006 年9 月以降出荷した 製品に適用
3	欧州ELV 指令 Directive 2000/53/EC	MHIET社ター ボチャージャ関 連部品	ES492-00002 環境負荷物質 管理ガイドライン	
4	MHIET社エンジン・エナジー事業 対応規制 ・欧州RoHS2 指令 Directive 2011/65/EU ・シップリサイクル条約 ・欧州シップリサイクル規則 Regulation(EU) No 1257/2013 ・欧州CLP 規則 Regulation(EU) 2016/918 ・新電池指令 Directive2013/56/EU	MHIET社エン ジン・エナジー 事業製品 (一部のターボ 事業製品を含 む)	ES046-02001 製品含有化学 物質の使用制限 MSJ1-0001 一般仕様 (MSJ2-0103 エンジン・エナジ ー事業部の禁止物質)	ES046-02001 は 2016/10/1 から適 用開始 ES046-02001 が記 載された図面に対し て猶予期間は適用 されない MSJ2-0103 は 2018/3/31 まで猶 予期間があり、代替 化が必要なものは その間に、代替化を 終了する(RoHS 6 物質 カテゴリー9 対 応の猶予期限は 2017/3/31(手配 日))
5	MHIET社エンジン・エナジー事業 関連製品の梱包材 ・包装及び包装廃棄物に関する 欧州指令 Directive 94/62/EC ・包装材重金属規制(米国)	MHIET社エン ジン・エナジー 事業関連製品 の梱包材	ES046-02002 包装材料規定	MHIET社では 2016/10/1 から適 用開始

(注1) 法規対応の詳細はMHIET社が発行する対応規格等で規定されています。

(注2) 本表は、MHIET社「物質規制対応ガイドライン」(2016年10月版)の表1に準じて作成しています。

付表2 禁止物質リスト

	対象法規・規制	禁止物質	備考
1	欧州REACH 規則	制限物質(附属書XVII)	物質、混合物、成形品に適用
2	欧州REACH 規則	認可物質(附属書XIV)	物質、混合物に適用
3	日本 労働安全衛生法 (アスベスト禁止)	(1)CAS No.1332-21-4(アスベスト全般) (2)CAS No.77536-66-4(アクチノライト) (3)CAS No.12172-73-5(アモサイト) (4)CAS No.77536-67-5(アンソフィライト) (5)CAS No.12001-28-4(クロシドライト) (6)CAS No.77536-68-6(トレモライト) (7)CAS No.12001-29-5, 132207-32-0 (クリソタイル)	均質材料でアスベスト含有率が 0.1 重量%を超えないこと
4	欧州ELV 指令	(1)鉛(Pb) (2)水銀(Hg) (3)カドミウム(Cd) (4)6 価クロム	均質材料でカドミウムは0.01 重 量%、それ以外は0.1 重量%を超 えないこと(除外用途を除く)
5	MHIET社 エンジン・エネルギー事業 対応規制	ES046-02001 に記載	
6	MHIET社 エンジン・エネルギー事業 関連製品の梱包材	ES046-02002 に記載	
7	当社使用禁止物質	表4 に記載	当社納入副資材(物質、混合物) に適用

(注1)本表は、MHIET社「物質規制対応ガイドライン」(2016年10月版)の表2に準じて作成しています。

付表3 管理物質リスト

	対象法規・規制	管理物質	備考
1	欧州REACH 規則	SVHC(認可候補物質)	成形品中に0.1 重量%以上含有 する場合
2	IMDS (International Material Data System)	GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)	自動車業界指定の管理物質リスト
3	JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)	JAMP 管理物質リスト	
4	シップリサイクル条約	APPENDIX 2 Minimum List of Items for the Inventory of Hazardous Materials	
5	欧州シップリサイクル規則	ANNEX II List of Items for the Inventory of Hazardous Materials	
6	欧州CLP 規則	ANNEX VI Harmonised classification and labelling for certain hazardous substances	物質、混合物に適用

(注1)本表は、MHIET社「物質規制対応ガイドライン」(2016年10月版)の表3に準じて作成しています。

付表4

取引先様の製品含有化学物質規制対応連絡先窓口

記入日付 年 月 日

会社名		
取引先コード		
対 応 窓 口	部署	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mailアドレス	

提出先 (株)常磐製作所 物質規制対応責任者

付表5 常磐製作所の化学物質規制対応連絡先窓口

項 目	問合せ先・提出先
化学物質規制対応 JAMPチェックシート 自己適合宣言書 含有物質調査	(株)常磐製作所 物質規制対応責任者 経営統括部 山本 tkw.yamamoto@tkw.mhi.co.jp TEL 0463-94-2910(技術G内) 内容に応じて、以下の部署が取引先様への窓口となる場合がありますので、ご了承下さい。 ①経営統括部 業務課(購買部門) TEL 0463-94-2301(業務G) ②経営統括部 品質保証課(品質保証部門) TEL 0463-94-2920

付表6

含有物質調査フォーム(部品用)

取引先コード 8桁(4桁)		
会社名		
記載者 氏名		
所属部署		
連絡先	TEL	
	e-mail	
記載日付		

(注) 0は調査依頼部品、以下階層毎に1,2,...

[illegible]

付表7

含有物質調査フォーム(材料用)

取引先コード 8桁(4桁)		
会社名		
記載者 氏名		
所属部署		
連絡先	TEL	
	e-mail	
記載日付		

[illegible]

付表8 当社使用禁止物質リスト 対象:副資材(物質、混合物)

	禁止物質
1	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
2	カドミウム及びその化合物
3	鉛及びその化合物
4	有機りん化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	シアン化合物
8	PCB
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1, 2-ジクロロエタン
14	1, 1-ジクロロエチレン
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン
16	1, 1, 1-トリクロロエタン
17	1, 1, 2-トリクロロエタン
18	1, 3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン又はその化合物
24	1, 4-ジオキサン
25	ほう素及びその化合物
26	ふつ素及びその化合物
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(ガス体は除く)

(注1) 当社への納入製品(副資材)に社内使用禁止物質含有が確認された時には、当社購入部門(業務課)に速やかに連絡願います。要すれば物質規制対応責任者を交えて対応を協議致します。

(注2) 本表は、MHIET社「物質規制対応ガイドライン」(2016年10月版)の表4に準じて作成しています。